## ［様式1～8］自己点検・評価報告書

様式1－表紙

令和3年度　認証評価

○○短期大学

自己点検・評価報告書

令和3年6月

様式2－目次

目次

[自己点検・評価報告書](#_Toc483484412)

[1．自己点検・評価の基礎資料](#_Toc483484413)

[2．自己点検・評価の組織と活動](#_Toc483484414)

[【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】](#_Toc483484415)

[［テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神］](#_Toc483484416)

[［テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果］](#_Toc483484417)

[［テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証］](#_Toc483484418)

[【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】](#_Toc483484419)

[［テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程］](#_Toc483484420)

[［テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援］](#_Toc483484421)

[【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】](#_Toc483484422)

[［テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源］](#_Toc483484423)

[［テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源］](#_Toc483484424)

[［テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］](#_Toc483484425)

[［テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源］](#_Toc483484426)

[【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】](#_Toc483484427)

[［テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］](#_Toc483484428)

[［テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］](#_Toc483484429)

[［テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンス］](#_Toc483484430)

【資料】

［様式9］提出資料一覧

［様式10］備付資料一覧

［様式11～17］基礎データ

様式3－自己点検・評価報告書

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、○○短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

　令和3年6月○日

|  |
| --- |
| 理事長○○　○○○ |
| 学長○○　○○○ |
| ALO○○　○○○ |

## 1．自己点検・評価の基礎資料

様式4－自己点検・評価の基礎資料

（1）学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

|  |  |
| --- | --- |
| 令和○○年 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

＜短期大学の沿革＞

|  |  |
| --- | --- |
| 令和○○年 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（2）学校法人の概要

* 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
* 令和3（2021）年5月1日現在

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 教育機関名 | 所在地 | 入学定員 | 収容定員 | 在籍者数 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（3）学校法人・短期大学の組織図

* 組織図
* 令和3（2021）年5月1日現在

（4）立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

* 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）
* 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地域 | 平成28（2016）年度 | 平成29（2017）年度 | 平成30（2018）年度 | 令和元（2019）年度 | 令和2（2020）年度 |
| 人数（人） | 割合（％） | 人数（人） | 割合（％） | 人数（人） | 割合（％） | 人数（人） | 割合（％） | 人数（人） | 割合（％） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

［注］

* 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
* この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
* 認証評価を受ける前年度の令和2（2020）年度を起点に過去5年間について記載してください。
* 地域社会のニーズ
* 地域社会の産業の状況
* 短期大学所在の市区町村の全体図

（5）課題等に対する向上・充実の状況

　　以下の①～④は事項ごとに記述してください。

1. 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

|  |
| --- |
| (a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題） |
|  |
| (b) 対策 |
|  |
| (c) 成果 |
|  |

1. 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

|  |
| --- |
| (a) 改善を要する事項 |
|  |
| (b) 対策 |
|  |
| (c) 成果 |
|  |

1. 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

|  |
| --- |
| (a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」） |
|  |
| (b) 改善後の状況等 |
|  |

1. 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

|  |
| --- |
| (a) 指摘事項 |
|  |
| (b) 履行状況 |
|  |

（6）短期大学の情報の公表について

* 令和3（2021）年5月1日現在

① 教育情報の公表について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 事 項 | 公 表 方 法 等 |
| 1 | 大学の教育研究上の目的に関すること |  |
| 2 | 卒業認定・学位授与の方針 |  |
| 3 | 教育課程編成・実施の方針 |  |
| 4 | 入学者受入れの方針 |  |
| 5 | 教育研究上の基本組織に関すること |  |
| 6 | 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること |  |
| 7 | 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること |  |
| 8 | 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること |  |
| 9 | 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること |  |
| 10 | 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること |  |
| 11 | 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること |  |
| 12 | 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること |  |

② 学校法人の情報の公表・公開について

|  |  |
| --- | --- |
| 事 項 | 公 表・公 開 方 法 等 |
| 寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準 |  |

［注］

* + 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合はURLを記載してください。

（7）公的資金の適正管理の状況（令和2（2020）年度）

* 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

## 2．自己点検・評価の組織と活動

* 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
* 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）
* 組織が機能していることの記述（根拠を基に）
* 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2（2020）年度を中心に）

# 【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

様式5－基準Ⅰ

## ［テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神］

＜根拠資料＞

［区分　基準Ⅰ-A-1　建学の精神を確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。 |
| （2） | 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。 |
| （3） | 建学の精神を学内外に表明している。 |
| （4） | 建学の精神を学内において共有している。 |
| （5） | 建学の精神を定期的に確認している。 |

＜区分　基準Ⅰ-A-1の現状＞

［区分　基準Ⅰ-A-2　高等教育機関として地域・社会に貢献している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。 |
| （2） | 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。 |
| （3） | 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。 |

＜区分　基準Ⅰ-A-2の現状＞

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

## ［テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果］

＜根拠資料＞

［区分　基準Ⅰ-B-1　教育目的・目標を確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。 |
| （2） | 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。 |
| （3） | 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。 |

＜区分　基準Ⅰ-B-1の現状＞

［区分　基準Ⅰ-B-2　学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。 |
| （2） | 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。 |
| （3） | 学習成果を学内外に表明している。 |
| （4） | 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。 |

＜区分　基準Ⅰ-B-2の現状＞

［区分　基準Ⅰ-B-3　卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。 |
| （2） | 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。 |
| （3） | 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。 |
| （4） | 三つの方針を学内外に表明している。 |

＜区分　基準Ⅰ-B-3の現状＞

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の課題＞

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項＞

## ［テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証］

＜根拠資料＞

［区分　基準Ⅰ-C-1　自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。 |
| （2） | 定期的に自己点検・評価を行っている。 |
| （3） | 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。 |
| （4） | 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。 |
| （5） | 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。 |
| （6） | 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。 |

＜区分　基準Ⅰ-C-1の現状＞

［区分　基準Ⅰ-C-2　教育の質を保証している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。 |
| （2） | 査定の手法を定期的に点検している。 |
| （3） | 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。 |
| （4） | 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。 |

＜区分　基準Ⅰ-C-2の現状＞

＜テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証の課題＞

＜テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証の特記事項＞

＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

# 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

様式6－基準Ⅱ

## ［テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程］

＜根拠資料＞

［区分　基準Ⅱ-A-1　学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。 |
|  | ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。 |
| （2） | 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。 |
| （3） | 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。 |

＜区分　基準Ⅱ-A-1の現状＞

［区分　基準Ⅱ-A-2　学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。 |
| （2） | 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。 |
|  | ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。 |
|  | ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。 |
|  | ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。 |
|  | ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。 |
|  | ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。 |
|  | ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。 |
| （3） | 教育課程の見直しを定期的に行っている。 |

＜区分　基準Ⅱ-A-2の現状＞

［区分　基準Ⅱ-A-3　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 教養教育の内容と実施体制が確立している。 |
| （2） | 教養教育と専門教育との関連が明確である。 |
| （3） | 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。 |

＜区分　基準Ⅱ-A-3の現状＞

［区分　基準Ⅱ-A-4　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。 |
| （2） | 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。 |

＜区分　基準Ⅱ-A-4の現状＞

［区分　基準Ⅱ-A-5　学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。 |
| （2） | 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。 |
| （3） | 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。 |
| （4） | 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。 |
| （5） | 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。 |
| （6） | 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。 |
| （7） | アドミッション・オフィス等を整備している。 |
| （8） | 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。 |
| （9） | 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。 |

＜区分　基準Ⅱ-A-5の現状＞

［区分　基準Ⅱ-A-6　短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 学習成果に具体性がある。 |
| （2） | 学習成果は一定期間内で獲得可能である。 |
| （3） | 学習成果は測定可能である。 |

＜区分　基準Ⅱ-A-6の現状＞

［区分　基準Ⅱ-A-7　学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。 |
| （2） | 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。 |
| （3） | 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。 |

＜区分　基準Ⅱ-A-7の現状＞

［区分　基準Ⅱ-A-8　学生の卒業後評価への取り組みを行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 卒業生の進路先からの評価を聴取している。 |
| （2） | 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。 |

＜区分　基準Ⅱ-A-8の現状＞

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

## ［テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援］

＜根拠資料＞

［区分　基準Ⅱ-B-1　学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。 |
|  | ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。 |
|  | ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。 |
|  | ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。 |
|  | ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。 |
|  | ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。 |
|  | ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。 |
| （2） | 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。 |
|  | ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。 |
|  | ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。 |
|  | ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。 |
|  | ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。 |
| （3） | 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。 |
|  | ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。 |
|  | ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。 |
|  | ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。 |
|  | ④ 教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。 |
|  | ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。 |

＜区分　基準Ⅱ-B-1の現状＞

［区分　基準Ⅱ-B-2　学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。 |
| （2） | 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。 |
| （3） | 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。 |
| （4） | 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。 |
| （5） | 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。 |
| （6） | 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。 |
| （7） | 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。 |
| （8） | 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。 |
| （9） | 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。 |
| （10） | 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。 |

＜区分　基準Ⅱ-B-2の現状＞

［区分　基準Ⅱ-B-3　学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。 |
| （2） | クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。 |
| （3） | 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。 |
| （4） | 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。 |
| （5） | 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。 |
| （6） | 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。 |
| （7） | 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。 |
| （8） | 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。 |
| （9） | 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。 |
| （10） | 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。 |
| （11） | 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。 |
| （12） | 長期履修生を受入れる体制を整えている。 |
| （13） | 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。 |

＜区分　基準Ⅱ-B-3の現状＞

［区分　基準Ⅱ-B-4　進路支援を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。 |
| （2） | 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。 |
| （3） | 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。 |
| （4） | 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。 |
| （5） | 進学、留学に対する支援を行っている。 |

＜区分　基準Ⅱ-B-4の現状＞

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

# 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

様式7－基準Ⅲ

## ［テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源］

＜根拠資料＞

［区分　基準Ⅲ-A-1　教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。 |
| （2） | 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。 |
| （3） | 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。 |
| （4） | 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。 |
| （5） | 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。 |
| （6） | 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。 |
| （7） | 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。 |

＜区分　基準Ⅲ-A-1の現状＞

［区分　基準Ⅲ-A-2　専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。］

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。 |
| （2） | 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。 |
| （3） | 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。 |
| （4） | 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。 |
| （5） | 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。 |
| （6） | 専任教員が研究を行う研究室を整備している。 |
| （7） | 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。 |
| （8） | 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。 |
| （9） | FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。 |
|  | ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。 |
| （10） | 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。 |

＜区分　基準Ⅲ-A-2の現状＞

［区分　基準Ⅲ-A-3　学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。］

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。 |
| （2） | 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。 |
| （3） | 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。 |
| （4） | 事務関係諸規程を整備している。 |
| （5） | 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。 |
| （6） | SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。 |
| （7） | 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。 |
| （8） | 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。 |

＜区分　基準Ⅲ-A-3の現状＞

［区分　基準Ⅲ-A-4　労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 教職員の就業に関する諸規程を整備している。 |
| （2） | 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。 |
| （3） | 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。 |

＜区分　基準Ⅲ-A-4の現状＞

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

## ［テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源］

＜根拠資料＞

［区分　基準Ⅲ-B-1　教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。 |
| （2） | 適切な面積の運動場を有している。 |
| （3） | 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。 |
| （4） | 校地と校舎は障がい者に対応している。 |
| （5） | 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。 |
| （6） | 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。 |
| （7） | 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。 |
| （8） | 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。 |
| （9） | 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。 |
|  | ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。 |
|  | ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。 |
| （10） | 適切な面積の体育館を有している。 |
| （11） | 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。 |

＜区分　基準Ⅲ-B-1の現状＞

［区分　基準Ⅲ-B-2　施設設備の維持管理を適切に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。 |
| （2） | 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。 |
| （3） | 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。 |
| （4） | 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。 |
| （5） | コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。 |
| （6） | 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。 |

＜区分　基準Ⅲ-B-2の現状＞

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

## ［テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

＜根拠資料＞

［区分　基準Ⅲ-C-1　短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。 |
| （2） | 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。 |
| （3） | 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。 |
| （4） | 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。 |
| （5） | 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。 |
| （6） | 学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。 |
| （7） | 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。 |
| （8） | コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。 |

＜区分　基準Ⅲ-C-1の現状＞

＜テーマ　基準Ⅲ-C技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

＜テーマ　基準Ⅲ-C技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

## ［テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源］

＜根拠資料＞

［区分　基準Ⅲ-D-1　財的資源を適切に管理している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。 |
|  | ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。 |
|  | ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。 |
|  | ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。 |
|  | ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。 |
|  | ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。 |
|  | ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。 |
|  | ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。 |
|  | ⑧ 教育研究経費は経常収入の20％程度を超えている。 |
|  | ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。 |
|  | ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。 |
|  | ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。 |
|  | ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。 |
|  | ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。 |
| （2） | 財的資源を毎年度適切に管理している。 |
|  | ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。 |
|  | ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。 |
|  | ③ 年度予算を適正に執行している。 |
|  | ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。 |
|  | ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。 |
|  | ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。 |

＜区分　基準Ⅲ-D-1の現状＞

［区分　基準Ⅲ-D-2　日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 短期大学の将来像が明確になっている。 |
| （2） | 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。 |
| （3） | 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。 |
|  | ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。 |
|  | ② 人事計画が適切である。 |
|  | ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。 |
|  | ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。 |
| （4） | 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。 |
| （5） | 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。 |

|  |
| --- |
| ［注意］基準Ⅲ-D-2について（a）日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。（b）文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。 |

＜区分　基準Ⅲ-D-2の現状＞

＜テーマ　基準Ⅲ-D財的資源の課題＞

＜テーマ　基準Ⅲ-D財的資源の特記事項＞

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

# 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

様式8－基準Ⅳ

## ［テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］

＜根拠資料＞

［区分　基準Ⅳ-A-1　理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。 |
|  | ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。 |
|  | ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。 |
|  | ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。 |
| （2） | 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。 |
|  | ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。 |
|  | ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。 |
|  | ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。 |
|  | ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。 |
|  | ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。 |
|  | ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。 |
| （3） | 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。 |
|  | ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。 |
|  | ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。 |
|  | ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。 |

＜区分　基準Ⅳ-A-1の現状＞

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

## ［テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］

＜根拠資料＞

［区分　基準Ⅳ-B-1　学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。 |
|  | ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。 |
|  | ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。 |
|  | ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。 |
|  | ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。 |
|  | ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。 |
|  | ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。 |
| （2） | 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。 |
|  | ① 教授会を審議機関として適切に運営している。 |
|  | ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。 |
|  | ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。 |
|  | ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。 |
|  | ⑤ 教授会の議事録を整備している。 |
|  | ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。 |
|  | ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。 |

＜区分　基準Ⅳ-B-1の現状＞

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

## ［テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンス］

＜根拠資料＞

［区分　基準Ⅳ-C-1　監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。 |
| （2） | 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。 |
| （3） | 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。 |

＜区分　基準Ⅳ-C-1の現状＞

［区分　基準Ⅳ-C-2　評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。 |
| （2） | 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。 |

＜区分　基準Ⅳ-C-2の現状＞

［区分　基準Ⅳ-C-3　短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

|  |  |
| --- | --- |
| （1） | 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。 |
| （2） | 私立学校法に定められた情報を公表・公開している |

＜区分　基準Ⅳ-C-3の現状＞

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画